

平成28年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録

1 日 時： 平成28年7月19日（火） 14時00分～15時00分

2 場 所： 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者： 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	波岡 和昭	((株)街NAM I 代表取締役)
副部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員	島野 治人	((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学工学部社会環境工学科 助教)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	浦田 哲哉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 主事	山口 穰二
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	上 畠 篤
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 主事	小林 加奈

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ 主幹（商業）	長 南 哉
経済部地域経済局中小企業課商業グループ 主幹（商業立地）	猪股 真貴
経済部地域経済局中小企業課商業グループ 調査員	高 橋 豊

4 傍聴者： なし

5 審議事項：

- (1) 「ツルハドラッグ清水店」、「コメリハード&グリーン十勝清水店」（清水町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について
- (2) 「イエローグローブ斜里店」（斜里町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

- (1) 事務局から、「ツルハドラッグ清水店」、「コメリハード&グリーン十勝清水店」（清水町）に係る法附則第5条第1項（新設）の届出について、案件概要及び事前説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認事項

- ・ 騒音レベルの予測方法に関し、人間が感知できる音域に合わせた重み付けの設定の有無の質問について
騒音レベルの予測方法については、「人が感知できる周波数を考慮したA特性の周波数補正回路をもつ騒音計で計測される音圧レベル」の予測となっているため、人間に感知できる音域に合わせた重み付けの設定が行われていることを確認
- ・ 騒音レベルの予測結果に関する誤差の考え方の質問について
予測結果の誤差については、騒音計に定められた器差（計量法により±1.5dBと定められている）に基づいているため、予測についても、器差に由来する測定誤差が予測値には含まれるものと考えられることを確認。また、大規模小売店舗立地法では、設備は全てが全時間稼働する、自動車は考えられる最大の台数を想定するなど、できる限り安全側（予測値が大きくなる側）の前提条件を用いて、予測結果を出していることを確認
- ・ コメリ側の「空調機②」の騒音に関する店舗裏側（北東）の住宅への予測結果について
予測値を算出した結果、問題ないことを確認。
- ・ 夜間の音源毎騒音レベルの最大値の予測結果（住居壁際において、規制基準値を満たすことで問題ないとの根拠や考え方）について
大店法の指針において、騒音値が基準値を敷地境界において超過する場合は、直近の住居壁際の騒音値も検討するようになっており、今回、敷地境界で超過している地点については、住居壁による防音効果を考慮すると、住宅壁際において、問題ないと考えられることを確認
- ・ 既に営業しているツルハに関し、騒音の実態や現状について
現時点では苦情などが無いことを確認
- ・ ツルハ側にある身障者用の駐車場の設置（入口までの距離）に関する対策や考え方について
ツルハの既存店舗について、大多数の店舗が今回の計画と同じ位置に配置しており、過去の運営実績から意見、要望等は出ていないことから、今のところ、特段問題はないと考えている

ことを確認

- ・ 営業中のツルハに関し、光害（明るさや虫の害など）の苦情や現状について苦情等がないことを確認。また照明について、省エネ、虫の誘引を避けるため、LEDタイプの物を使用していることを確認。
- ・ ホームセンターによく見られる、外売場（店舗外に陳列されている商品売場）に関し、当該部分は店舗面積としてカウントされるのか、また、外売場の管理に関して、何か大店法で規定されているのかについて
今回の駐車場などに設置される外売り場については、建物ではなく、かつ、屋根や柱、壁がないため、指針上では、店舗面積の対象とはならないことを確認

イ 質疑、発言

- (委員A) 当初3カ所で計画されていた出入口が、最終的に1カ所減り2カ所となった経緯について気になった。小売業者からの意見など、問題はなかったか。
- (事務局) 小売業者から意見はなく、特に問題は起きなかったと聞いている。
- (委員B) 事前説明のあった騒音レベルの考え方について、異論無し。
- (委員C) 事前説明のあった身障者用駐車場の設置位置及び店舗裏側の住宅が隣接する地点における騒音レベル予測値について、異論無し。
- (副会長) 全体として異論無し。質問や確認事項に対し、根拠となる数値や図面など資料を整理し例示した上で、回答を文書にして提示がなされたことで、非常にわかりやすく理解が進んだと感じた。事務局に感謝する。
- (部会長) 店舗裏側の住宅が隣接する地点（第5地点）について、夜間は空調機が稼働しないという理解でよいか。
- (事務局) 夜間は稼働しないが、騒音レベルの予測値については、夜間においても稼働している条件で算出している。
- (部会長) 大規模小売店舗立地法における、外売場の扱い方について。大型の庇の下で肥料や植物など物品が販売されている地点は、店舗面積には含まれないという理解でよいか。
- (事務局) 庇が設置されているような場合においては、店舗面積に含まれる可能性がある。個々の実態を確認した上での判断になる。
- (部会長) 了解した。他に発言はないか。
- (全員) なし。
- (部会長) 各委員から特段の意見もないので、当部会として意見を述べる必要がないことで決定し、別紙のとおり答申することによりよいか。
- (全員) 異議なし。
- (部会長) では、別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 事務局から、「イエローグローブ斜里店」（斜里町）に係る法附則第5条第1項（新設）の届出について、概要及び事前説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認事項

- ・ 出入口の方向別出庫率の考え方について
出入口②から右折出庫する車を50%として再度算定を行い、円滑な交通処理が可能と予測されることを確認。また売り出し日等、混雑する場合には、交通整理員を配置し、入出庫車両の円滑な誘導を行うことを確認
- ・ 観光シーズンなど、時期的な交通量の変動把握について
平成27年11月1日に調査した交通量（実態調査）では、混雑度は基準の1.0を大きく下回る結果となっており、交通に問題ないと考えられることを確認
- ・ 商圏設定の方法について
指針による明確な基準はないが、今回のイエローグローブのような店舗面積3,000㎡未満の店舗は、旧大店法において2kmを商圏とするように定められており、これを参考に、地域の事情を考慮して斜里町の多くの世帯数（約8割）が含まれる半径3kmを商圏としたことを確認

イ 質疑、発言

- (委員C) 回答のあった出入り口の方向別出庫率の見直し結果について、異論無し。
- (委員B) 回答のあった観光シーズンなど時期的な交通量の変動予測について、異論無し。
- (委員A) 車両出入口について、中途半端な位置に出入口があるように感じた。例えば店舗西側の道路に面して設置することも検討できたのでは。
- (事務局) 店舗西側の道路は未舗装路であり、こちらに面して出入口を設置した場合、逆に、出入しづらいと想定し検討を行った。
- (委員A) 未舗装路であること承知した。そうであれば、出入口の設置位置は合理的だと考える。

(委員C) 店舗の周辺環境について。畜産に使われている土地はないか。騒音や光など、人間だけでなく、家畜をはじめ動物に影響があることを懸念している。

(事務局) 周辺に畜産に供されている土地は確認できていない。

(部会長) 副部会長からも話がでたが、質問に対し、客観的な指標となるデータを資料として例示した上で回答があったことに感謝する。質問に対して都度データが示されることで、審議会にそのデータを背景とした知識が蓄積され、よりよい議論への土台となる。時間と手間がかかるかもしれないが、是非今後とも同様の回答をお願いする。

(部会長) 他に発言はないか。

(全 員) なし。

(部会長) 各委員から特段の意見もないので、当部会として意見を述べる必要がないことで決定し、別紙のとおり答申することによいか。

(全 員) 異議なし。

(部会長) では、別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり